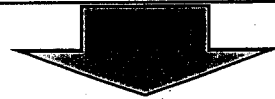


地域主権改革(児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター)の基準関係)について

家庭福祉課

○ 地方分権改革推進委員会の勧告内容(平成21年10月7日)

児童福祉施設の基準について、廃止又は条例委任する。
都道府県が設置する児童自立支援施設の職員の身分規定を廃止する。



○ 地方分権改革推進計画の内容(平成21年12月15日閣議決定)

1. 児童福祉施設の最低基準は条例で都道府県等(※)が定める。その際、

(I) ○従業員の資格及び員数

○居室の面積基準

○利用者及び家族に対する人権侵害の防止等に関する事項(懲戒権の乱用禁止など)

などについては、国の基準と同じ内容でなければならない。 = 「従うべき基準」

(II) その他の設備及び運営に関する基準については、国の基準を参考にすればよい。 = 「参酌すべき基準」

(※) 都道府県、政令指定都市、中核市

○生活指導及び家庭環境の調整

○関係機関との連携 等

2. 児童自立支援施設の職員に関する規定は、廃止する。

1. 児童福祉施設の最低基準について

→ 地域主権改革推進一括法案を、平成22年通常国会に提出(平成22年3月5日)。

施行: 平成23年4月

※ただし、施行から1年間は、自治体が条例を定めるまで、国が参酌すべき基準として定めるものを、最低基準とみなすこととなる。

2. 児童自立支援施設の職員の身分に関する規定について

→ 平成22年度中に実施(平成22年1月29日 構造改革特別区域推進本部決定)

○地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案改正後の児童福祉法(傍線が改正予定部分)

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、児童(助産施設にあつては、妊産婦)の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

③ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

○改正に伴う経過措置

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第十三条、第十五条及び第十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において次の表の上欄に掲げる規定に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

新児童福祉法第二十四条の十二第一項及び第二項	新児童福祉法第二十四条の十二第三項
------------------------	-------------------

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文 目次

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）（第一条関係）	1
○ 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）（第二条関係）	3
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（第三条関係）	11
○ 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）（抄）（第四条関係）	17
○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）（第五条関係）	18
○ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（抄）（第六条関係）	20
○ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）（抄）（第七条関係）	22
○ 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）（抄）（第八条関係）	25
○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）（第九条関係）	29
○ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）（第十条関係）	34
○ へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号）（抄）（第十一条関係）	35
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（抄）（第十二条関係）	37
○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第十三条関係）	38
○ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第十四条関係）	44
○ 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）（抄）（第十五条関係）	49
○ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）（第十六条関係）	50
○ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）（抄）（第十七条関係）	52
○ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）（第十八条関係）	53
○ 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）（第十九条関係）	90
○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（抄）（第二十条関係）	100
○ 農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）（抄）（第二十一条関係）	109

改 正 案	現 行
<p>第二十四条の九（略）</p> <p>②（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該申請に係る知的障害児施設等の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十四条の十二第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。</p> <p>三 申請者が、第二十四条の十二第二項の都道府県の条例で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な知的障害児施設等の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>四（十）（略）</p> <p>第二十四条の十二 指定知的障害児施設等の設置者は、都道府県の条例で定める基準に従い、指定施設支援に従事する従業者を有しなければならぬ。</p> <p>② 指定知的障害児施設等の設置者は、<u>都道府県の条例</u>で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。</p> <p>③ <u>都道府県</u>が前二項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項</p>	<p>第二十四条の九（略）</p> <p>②（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該申請に係る知的障害児施設等の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十四条の十二第一項の<u>厚生労働省令</u>で定める基準を満たしていないとき。</p> <p>三 申請者が、第二十四条の十二第二項の<u>厚生労働省令</u>で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な知的障害児施設等の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>四（十）（略）</p> <p>第二十四条の十二 指定知的障害児施設等の設置者は、<u>厚生労働省令</u>で定める基準に従い、指定施設支援に従事する従業者を有しなければならぬ。</p> <p>② 指定知的障害児施設等の設置者は、<u>厚生労働省令</u>で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。</p>

については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定施設支援に従事する従業者及びその員数

二 指定知的障害児施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定知的障害児施設等の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 指定知的障害児施設等の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第二十四条の十六 都道府県知事は、指定知的障害児施設等の設置者が、当該指定に係る施設の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第二十四条の十二第一項の都道府県の条例で定める基準に適合しておらず、又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をしていないと認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、同条第一項の都道府県の条例で定める基準を遵守し、又は同条第二項の都道府県の条例で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

②④ (略)

第二十四条の十七 (略)

一・二 (略)

第二十四条の十六 都道府県知事は、指定知的障害児施設等の設置者が、当該指定に係る施設の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める基準に適合しておらず、又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をしていないと認めるときは、当該指定知的障害児施設等の設置者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、又は同条第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

②④ (略)

第二十四条の十七 (略)

一・二 (略)

三 指定知的障害児施設等の設置者が、当該指定に係る施設の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十四条の十二第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定知的障害児施設等の設置者が、第二十四条の十二第二項の都道府県の条例で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をすることができなくなつたとき。

五十一 (略)

第三十条の二 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親(第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、第四十五条の二、第四十六条第一項、第四十七条第二項及び第四十八条において同じ。)及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項に

三 指定知的障害児施設等の設置者が、当該指定に係る施設の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第二十四条の十二第一項の厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定知的障害児施設等の設置者が、第二十四条の十二第二項の厚生労働省令で定める指定知的障害児施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な指定知的障害児施設等の運営をすることができなくなつたとき。

五十一 (略)

第三十条の二 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親(第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十七条第二項並びに第四十八条において同じ。)及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第四十五条 厚生労働大臣は、児童福祉施設の設備及び運営並びに里親の行う養育について、最低基準を定めなければならない。この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

③ 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

第四十五条の二 厚生労働大臣は、里親の行う養育について、基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

② 里親は、前項の基準を遵守しなければならない。

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、

② 児童福祉施設の設置者及び里親は、前項の最低基準を遵守しなければならない。

③ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

第四十六条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ

関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② (略)

③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 五の二 (略)

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。第六号の三及び次条第二号において同じ。）

六の二 都道府県の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用（保育の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次条第三号及び第四号並びに第五十六条第三項において同じ。）

六の三、六の四 (略)

、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② (略)

③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 五の二 (略)

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。第六号の三及び次条第二号において同じ。）

六の二 都道府県の設置する保育所における保育の実施に要する保育費用（保育の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。次条第三号及び第四号並びに第五十六条第三項において同じ。）

六の三、六の四 (略)

七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項の基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

七の二（九）（略）

七 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条の最低基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

七の二（九）（略）

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（抄）

目次

- 第一章 内閣府関係（第一条―第三条）
- 第二章 総務省関係（第四条―第八条）
- 第三章 文部科学省関係（第九条―第十二条）
- 第四章 厚生労働省関係（第十三条―第二十条）
- 第五章 農林水産省関係（第二十一条―第二十五条）
- 第六章 経済産業省関係（第二十六条―第三十条）
- 第七章 国土交通省関係（第三十一条―第三十八条）
- 第八章 環境省関係（第三十九条―第四十二条）

附則

第四章 厚生労働省関係

(児童福祉法の一部改正)

第十三条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の九第二項第二号及び第三号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第二十四条の十二中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改め、同条に次の一項を加える。

都道府県が前二項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定施設支援に従事する従業者及びその員数

二 指定知的障害児施設等に係る居室及び病室の床面積その他指定知的障害児施設等の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 指定知的障害児施設等の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第二十四条の十六第一項並びに第二十四条の十七第三号及び第四号中「厚生労働省令」を「都道府県の条例」に改める。

第三十条の二中「第四十五条第一項及び第二項」を「第四十五条の二」に、「並びに第四十八条」を「及び第四十八条」に改める。

第四十五条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県」に改め、「並びに里親の行う養育」を削り、「について、」の下に「条例で」を加え、「最低基準」を「基準」に改め、同条第二項中「及び里親」を削り、「前項の最低基準」を「第一項の基準」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の

確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

第四十五条の次に次の一条を加える。

第四十五条の二 厚生労働大臣は、里親の行う養育について、基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

里親は、前項の基準を遵守しなければならない。

第四十六条第一項中「前条の最低基準」を「第四十五条第一項及び前条第一項の基準」に改め、同条第三項及び第四項中「前条の最低基準」を「第四十五条第一項の基準」に改める。

第五十条第六号及び第六号の二中「第四十五条の最低基準」を「第四十五条第一項の基準」に改め、同条第七号中「第四十五条の最低基準」を「第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項の基準」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条、第二十二條、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十一條、第三十三條（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七條及び第三十八條の規定並びに附則第八條、第十條、第十一条、第十三條、第十九條、第二十五條、第三十三條及び第三十九條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第六條、第十一條、第十三條、第十五條、第十六條、第十八條から第二十條まで、第二十六條、第二十九條、第三十二條、第三十三條（道路法第三十條及び第四十五條の改正規定に限る。）、第三十五條及び第三十六條の規定並びに附則第四條から第七條まで、第十二條、第十四條、第十五條、第十七條、第十八條、第二十八條、第三十條から第三十二條まで、第三十四條、第三十五條、第三十六條（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十條第一項及び第二項の改正規定に限る。）、第三

十七条、第三十八条、第四十条及び第四十三条の規定 平成二十三年四月一日

三 第三条の規定及び附則第四十二条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条の規定並びに附則第二十九条及び第四十一条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）の施行の日の翌日のいずれか遅い日

（児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第十三条、第十五条及び第十九条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、次の表の上欄に掲げる規定に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

新児童福祉法第二十四条の十二第一項及び第二項	新児童福祉法第二十四条の十二第三項
新児童福祉法第四十五条第一項	新児童福祉法第四十五条第二項

<p>第十五条の規定による改正後の老人福祉法（以下この表及び附則第四十三条において「新老人福祉法」という。）第十七条第一項</p>	<p>新老人福祉法第十七条第二項</p>
<p>第十九条の規定による改正後の障害者自立支援法（以下この表及び附則第四十三条において「障害者自立支援法」という。）第三十条第一項第二号イ及びロ</p>	<p>障害者自立支援法第三十条第二項</p>
<p>障害者自立支援法第四十三条第一項及び第二項</p>	<p>障害者自立支援法第四十三条第三項</p>
<p>障害者自立支援法第四十四条第一項及び第二項</p>	<p>障害者自立支援法第四十四条第三項</p>
<p>障害者自立支援法第八十条第一項</p>	<p>障害者自立支援法第八十条第二項</p>
<p>障害者自立支援法第八十四条第一項</p>	<p>障害者自立支援法第八十四条第二項</p>